

先生各位

診療報酬算定方法の一部改正についてのご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さてこのたび、保医発 0602 第 2 号にて診療報酬の算定方法が一部改正されましたのでご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 令和2年6月2日より適用

《対象項目》 SARS-Cov-2 核酸検出

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>SARS-CoV-2 核酸検出は、国立感染症研究所が作成した～（略）～</p> <p>～（略）～動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。なお、検査に用いる検体については、<u>国立感染症研究所が作成した「2019-nCoV(新型コロナウイルス)感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」を参照すること。</u>採取した検体を、国立感染症研究所が作成した～（略）～</p> <p>～（略）～新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）（令和2年5月29日健感発0529第1号）の「第1退院に関する基準」に基づいて～略～</p> | <p>SARS-CoV-2 核酸検出は、<u>喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液又は鼻腔拭い液からの検体を用いて、国立感染症研究所が作成した～（略）～</u></p> <p>～（略）～動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。 採取した検体を、国立感染症研究所が作成した～略～</p> <p>～（略）～新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）（令和2年2月18日健感発0218第3号）の「第1退院に関する基準」に基づいて～略～</p> |